

# 広報ひこね



HIKONE



年末年始を彩ったベルロードのイルミネーション

2005  
2/1

**特集** 振り込め詐欺の魔の手が  
あなたに忍び寄る 2

マイク&カメラ 市民インタビュー室 6

市功労者、市文化功績者などを表彰 7

シリーズ 新時代の市政運営 第9回  
新しい取り組みをはじめます 8

ときの玉手箱 第102回 10

市・県民税と所得税の申告 12

- 1. 人権が尊重され、誰(だれ)もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

## 振り込め詐欺の被害者にならないために 特集

# 振り込め詐欺の魔の手が あなたに忍び寄る

家族を装って電話をかけ、事件や事故に巻き込まれて、「今すぐお金が必要。」などといった、動揺した家族に指定した銀行などの口座に現金を振り込ませる詐欺の手法が「オレオレ詐欺」です。

最近では手口が一段と巧妙化し、これまでの「オレオレ詐欺」という呼び方では表しきれなくなってきました。そこで「架空請求」なども含め、相手をだましてお金を振り込ませる手口を総称して「振り込め詐欺」と呼ぶことになりました。

今回は、この「振り込め詐欺」についての多様な手口を紹介するとともに、その対処法についてお伝えいたします。



▶ 実際に携帯電話に届いたメール

巧妙化するオレオレ詐欺

少し前までのオレオレ詐欺は、電話の冒頭で「オレ、オレ」と語りかけ、相手に自分の名前を言わせるというのが典型的な手口でした。しかし、最近では、電話をかける相手のことを事前に調査し、電話のなかで相手の家族の実名や勤務先などの個人情報を使って、うその話を現実のように思わせるやり方も行われ、彦根市内でも被害があります。

また、家族だけでなく、警察官や弁護士、保険会社の社員などのふりをして電話をかけるなど、詐欺の手口は複雑で巧妙になっています。

例えば、家族が起こした交通事故の示談金を要求する事例では、事故を起こした家族のふりをするもののほかに、警察官や、被害者の家族などのフリをしたものが次々と電話口に出て、言葉巧みに家族にお金を振り込ませようとしています。

このほか最近では、多額の借金の返済の肩代わりを依頼する例や、彼女を妊娠させてしまい中絶費用を要求する例などがあります。

被害にあった人は高齢者に多いのが特徴です。多くの人が、オレオレ詐欺の手口を知っていないが、犯人の巧みな話術にだまされてお金を振り込んでしまっています。だまされないために次のことに気をつけましょう。

オレオレ詐欺にだまさないためにあわてず冷静に対処しよう。

電話の後は気が動転してしまいがちです。あわてないで、まずは本人に連絡を取りましょう。また、ほかの家族にも相談しましょう。安易にお金を振り込まないようにしよう。

本人に連絡がとれない、あるいは事実が確認できないなど、おかしいと感じたらお金を振り込むのはやめ、家族や警察、金融機関などに相談しましょう。

### 架空請求詐欺

架空請求詐欺とは、はがきや電子メールなどを利用して、不特定多数

の人に對し、利用した事実のない料金の請求を一方的に送りつけるというものです。事業者は、左上の例のように、債権回収業者や公的機関であるかのような名称を使ったり、法律事務所や弁護士を名乗ったりする場合があります。

また、「払わなければ裁判に訴える」、「期日までに連絡がなければ強制執行する」、「給料を差し押さえる」、「職場へ回収に行く」など脅迫的な文面となっています。

被害にあわないために  
身に覚えのない請求を受けたときは支払わず無視しよう。

「面倒だ」「少額の請求なら」「かわりたくない」といった理由でも、一度払ってしまうと、「支払ってくれる人」「だまされやすい人」と相手に思われま

す。そして、次から次へと請求が来るなど、さらに被害を拡大させることにつながります。支払う義務はないので絶対に払わず、無視してください。

連絡するよう書いてあっても連絡しないようにしよう。

連絡することで、請求に対して動揺していると判断され、執拗に請求が繰り返される

そのままほっておかないで！

## 裁判所からの通知には注意を

架空請求に対する対処方法は「無視することが一番」です。しかし、これを逆手に取り、少額訴訟などの裁判手続きを架空請求業者が悪用する事件も全国では発生しています。

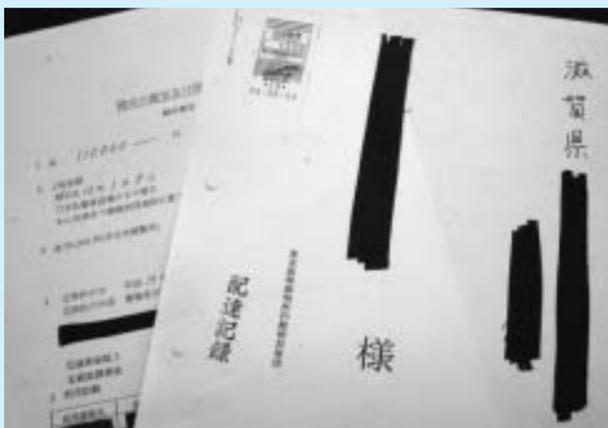
支払督促や、少額訴訟の出頭命令など、裁判所からの正式な通知は、特別送達で送られてきますが、そのまま放置しておく

と、受け取った人に非がなくとも、不利益を受けることがあります。

しかしながら県内では、左下の写真のように、まるで裁判所からの通知であるかのように偽装された通知書が届いた例もあり、受け取った書類が、

本当に裁判所から送られたものなのかどうか判断がつかないことがあります。このような場合は、送付先の裁判所に問い合わせることが最も確実です。

ただし、偽の通知の場合は、連絡先として悪質



◀ 県内の人に届いた、裁判所からの文書を装った封筒

業者の電話番号が書かれていることが考えられます。裁判所に確認する場合は送られてきた書類の電話番号にそのままかけるのではなく、電話番号案内などで正しい番号を確認してから電話してください。

### 電子消費料金最終通告書

管理コード ×××-〇〇△△

貴殿の利用された「電子消費料金」の未納分について通達させていただきました。

〇〇省認可通達となっておりますので「民法〇〇条」の規定に基づき、連絡無きお客様につきましては、裁判所からの書類通達後、指定の裁判所へ出廷となります。

また、判決後は給与および不動産物などの差し押さえを強制執行させていただきます。詳細については、下記期日までにご確認ください。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

最終和解期限 平成〇年〇月〇日  
代表電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区××  
〇〇省認可法人〇〇債権回収センター

◀ 架空請求で届いたはがきの文面の例

### 被害急増!!

## 「ワンクリック料金請求」

携帯電話の無料着信メロディサイトで何かの項目をクリックしたところ、突然、アダルトサイトへ接続し、「あなたの個人標識番号を登録しました。登録ありがとうございます。」というメッセージが表示され、料金が請求された。

最近、携帯電話をよく利用する若年世代から、このような相談が増加しています。このような手口に対しては次のことに注意しましょう。

#### ①興味本位でアクセスしない

業者は次々と巧妙な手口を考え出します。友人とよく似た名前でメールが届き、これをクリックしただけで請求メッセージが表示される例もあります。心当たりがないアドレスには、返信やアクセスしないことが大切です。

#### ②料金の請求を受けても言われるままに払わない

「登録されました」と表示されても、その契約が法的に成立しているとは限りません。業者からの請求には安易に応じないようにしましょう。

#### ③過度に不安にならない

メールアドレス、携帯電話会社名などから個人情報は伝わることはありません。あわてて業者へ連絡を取ることには、新たな個人情報を知らせることになるので避けましょう。

彦根市では、生活環境課に消費生活相談員を配置して、悪質商法や架空請求への対処方法など、消費生活に関する相談を行っています。これら悪質商法や架空請求・不当請求に関する相談件数は最近目立って増えています。また、その手口はどんどん巧妙で悪質化しているのです。これに対し、私たち消費者も、契約の知識や業者の手口などを知って、かしい消費者になる必要があります。

①安易に契約をしない 契約は、書面により成立します。両方が納得して、初めて成立するのです。しかも、いったん成立した契約は、一方の都合だけで解除することはできません。これらは、契約の大前提です。

②泣き寝入りはしない いったん契約したもので、契約内容によってはクーリング・オフができます。またクーリング・オフの期間を過ぎていても、契約時の状況などいくつかの要件が整えば、契約を取り消すこともできます。一方、

## かしい消費者になろう

彦根市では、生活環境課に消費生活相談員を配置して、悪質商法や架空請求への対処方法など、消費生活に関する相談を行っています。

③泣き寝入りはしない いったん契約したもので、契約内容によってはクーリング・オフができます。またクーリング・オフの期間を過ぎていても、契約時の状況などいくつかの要件が整えば、契約を取り消すこともできます。一方、

### 用語解説

支払督促制度 債権者から申し立てがあれば、債務者の言い分を聞くことなく、簡易裁判所書記官が支払督促を出す制度。

少額訴訟制度 60万円以下の金銭の支払い請求を目的に利用できる簡易裁判所の訴訟手続き。通常1回の口頭弁論期日で審理を終えて判決が出される。

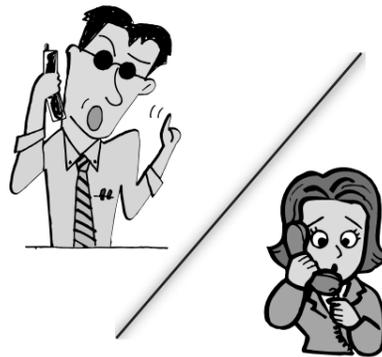
特別送達 封書に「特別送達」と赤いスタンプが押されており、現金書留と同じように郵便局員が受取人に手渡しし、署名を求めます。普通郵便と紛れることはありません。

クーリング・オフ制度 法律などで定められた販売形態と商品などについて、申し込み、または契約から一定の期間内であれば、理由に関係なく、無条件で一方的に申し込みの撤回、または契約の解除ができる制度。

### 融資保証金詐欺

融資保証詐欺とは、実際には融資しないにもかかわらず、融資するかのようにつまみ話があるはずがないと考えてください。ダイレクトメールや携帯電話での勧誘には特に注意しましょう。その場で判断せずに家族や最寄りの警察、交番などに相談する。借り入れをするときは、その借り入れが、本当に必要なのかよく考えましょう。また、貸金業の登録の確認ができない業者からは絶対に借り入れをしないようにしましょう。

融資保証詐欺とは、実際には融資しないにもかかわらず、融資するかのようにつまみ話があるはずがないと考えてください。ダイレクトメールや携帯電話での勧誘には特に注意しましょう。その場で判断せずに家族や最寄りの警察、交番などに相談する。借り入れをするときは、その借り入れが、本当に必要なのかよく考えましょう。また、貸金業の登録の確認ができない業者からは絶対に借り入れをしないようにしましょう。



被害にあわないために「低金利で早く融資」という甘い言葉につられて、農にはまらな。そんなつまみ話があるはずがないと考えてください。ダイレクトメールや携帯電話での勧誘には特に注意しましょう。その場で判断せずに家族や最寄りの警察、交番などに相談する。借り入れをするときは、その借り入れが、本当に必要なのかよく考えましょう。また、貸金業の登録の確認ができない業者からは絶対に借り入れをしないようにしましょう。

### いざというとき、困ったときの

## 「振り込め詐欺」の相談窓口



「オレオレ詐欺」に関すること、実際に被害にあったときは

彦根警察署 ☎ 0110番

生活環境課消費生活相談窓  
☎ 1411番内線173  
FAX ☎ 0395番  
相談時間 月～金曜日の午前  
9時～午後4時(祝日・年末  
年始は除く)

消費生活センター ☎ 2309  
99番(相談専用)  
相談時間 月～金曜日の午前  
9時15分～午後4時(祝日・  
年末年始は除く)

消費生活センターホームページでは、架空請求をしている事業者名を公表し、実際に架空請求に使われたはがきの画像を掲載しています。  
http://www.pref.shiga.jp/cshohi

### ご利用ください 架空請求110番

架空請求による被害を未然に防ぎ請求を受けたときの対処方法を正しく理解していただくため、滋賀県では3月15日(火)まで、架空請求110番として、架空請求相談専用の電話を設置しています。

設置期間 3月15日(火)までの  
月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間 9:15~16:00  
場所 消費生活センター  
専用電話 ☎ 27-2220

# 市功労者、市文化功績者などを表彰

彦根市は、彦根市功労者表彰条例に基づき、市の公益の増進、文化の向上、その他市勢の振興・発展に尽力され、その功労が顕著な皆さんを「彦根市功労者」として表彰しています。このたび、次の7人の皆さんを表彰することになりました。

また、彦根市文化功績者表彰規則に基づき、本市の芸術文化や郷土文化などの向上と発展に功績が顕著な皆さんを「彦根市文化功績者」として表彰しています。このたびは、次の5人の皆さんを表彰することとなりました。

さらに、彦根市表彰規程に基づき、市勢の振興と公益の増進に大きく貢献された次の6人の皆さんに表彰状を贈ります。

表彰式は、68回目の市制施行記念日にあたる2月11日(金)に、ひこね市文化プラザで行います。(順不同)

表彰式は、68回目の市制施行記念日にあたる2月11日(金)に、ひこね市文化プラザで行います。(順不同)

## 彦根市功労者



辻 桂司さん  
(芹川町)

地域福祉の増進に貢献



長尾 富士夫さん  
(東沼波町)

商工業の振興と発展に貢献



辻 龍三さん  
(河原一丁目)

商工業の振興と発展に貢献



木村 隆太郎さん  
(後三条町)

商工業の振興と発展に貢献



岡田 彰さん  
(平田町)

保健衛生、地域医療の向上に貢献



川崎 嘉兵衛さん  
(金沢町)

市議会議員として市勢の発展に貢献



杉本 和嗣さん  
(東沼波町)

監査委員として市勢の発展に貢献

## 彦根市文化功績者



中川 力三郎さん  
(古沢町)

美術(洋画)の普及振興に貢献



谷澤 実さん  
(船 町)

郷土史の研究・伝承に貢献



故畑 喜久夫さん  
(平田町)

俳句の普及振興に貢献



吉岡 和子さん  
(船 町)

日本舞踊の普及振興に貢献



竹中 翠香さん  
(本町二丁目)

華道の普及振興、文化交流に貢献

## 一般表彰

障害福祉の増進に寄与  
澤田 精一さん(金剛寺町)

安全で安心なまちづくりに寄与  
西村 修さん(芹川町)

安全で安心なまちづくりに寄与  
門川 義信さん(佐和町)

環境保全に寄与  
布藤 美之さん(岡町)

環境保全に寄与  
安澤 久子さん(大東町)

特別土地保有税審議会委員として市勢の発展に寄与  
吉井 平一さん(長浜市川崎町)

# マイク&カメラ

市民インタビュー室



今回のこの欄に登場するのは、あなたかも？  
身近なニュース、まちの話題などをお知らせください  
困情報政策課広報係 ☎22-1411 (内線431)



北川さん▲

▶約300人が集まって熱心に耳を傾けました



## 大切なのは、自分で自分を守る意識

北川 豊さん(古沢町・東山防災会)

1月15日、ひこね市文化プラザメッセホールで「彦根市防災講演会」が開催されました。講師は、彦根地方気象台の本川洋男さん、滋賀県地震対策室長の青山達さん、財阪神淡路大震災記念協会の西雅一郎さんの皆さんでした。

西さんは神戸市在住で、10年前の阪神大震災で被災して4か月の間避難所で生活され、その体験を「語り部」として語り継ぐボランティア活動をされています。講演では、避難した当初の水も食料もない時期、援助物資が集まってから避難所での生活に成り立たせていく時期など、それぞれの苦労や苦心について、克明に話されました。また、現在でも、

寝室にテレビを置かない、懐中電灯の電池は使っても使わなくても1年経ったら取り替えるなど、災害への備えを続けておられるということでした。西さんによると、「近所の人は仲良くし、顔を覚えてもらうのが大切。震災のときに救助された人の8割は、民間の人に助けられている」ということでした。

講師の皆さんは、災害の可能性を身近に感じ、自分で自分の命を守る備えを怠らないことを訴えています。私たち東山防災会でも、防災体制を一新する取り組みを始めました。一人ひとりの意識の高まりは、これまでにはないほどのです。みんなの力で、災害に強いまちをつくっていきましょう。

## まちをきれいにして気持ちよく

高岸 綾子さん(須越町)



高岸さん▶

最近、昔に比べるとずいぶんゴミ捨てがなくなったように思います。まち中など目立つところはそれほどでもないのですが、湖岸、川辺、山中等人目に付かないところはゴミもひどい有様です。昔は捨てるほどのものがなかったのに、これも社会が豊かになった代償かもしれません。以前、外国からのお客さまを自宅にお泊めしたときも、宇曾川沿いなどに落ちていたゴミの量にびっくりしてました。

ていらつしやいます。聞くところによると、会社の創業者の方針で掃除の方法に工夫が凝らされているそう、例えばほうきなどの掃除道具も、ほかでは見かけない形をしていました。小さなゴミまで見逃さず、他所のところまで丹念に掃除されていて、やはり心構えから違ってくるのだな、感じしました。

▼店員の皆さんがふたを開けて水路を掃除する姿も見られます



# 新しい取り組みを はじめます

## 行政サービスの コスト表示を始めます

行政サービスにかかるコストについては、これまで2回にわたりお知らせしてきました。コストを明確にすると、業務の効率化を推進するだけでなく、その事業は本当に必要なのか、方法は適正なのか、あるいは使用料などの利用者負担は適正なのか、といったことについて見直しをすることにもつながります。

このため、彦根市では、業務の一部についてコストを表示して市民の皆さんにお知らせし、「ご提言などをいただくことになりました」。

実施対象は、工事、「広報ひこね」やチラシなどの印刷物、イベントなどです。工事では、工事看板などに契約金額を、印刷物では1冊(枚)当たりの作成費を、イベントでは開催経費をポスターや案内チラシ、資料などに表示します。実施対象は、

今後さらに拡充を検討します。コスト表示は、基本的に4月から実施することとしますが、出来るものはすぐに始めます。この「広報ひこね」2月1日号にも、20ページ上部に表示しました。これから、毎号掲載していきます。

利用者である皆さんにコストを積極的に公開していくことで、皆さんとともに、サービスの内容やあり方などについて考えていきます。

## 指定管理者制度を 導入します

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、市が設置している文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設など、「公の施設」の管理が、直営するものを除いて、「指定管理者制度」のもとで行われることになりました。これまでは、「公の施設」の管理は、市が出資している法人や公共的団体などにしか委託することができませんでした。今

後は、市が直接管理運営する施設以外は、民間の事業者やNPO法人、ボランティア団体などから幅広く公募し、費用や企画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことになりました。

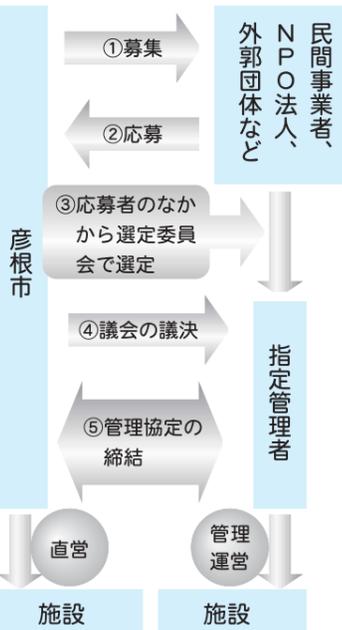
(ただし、道路や学校など個別の法律で管理するものが限定されているものは除かれます。)

この制度を活用することで、民間の事業者などが持つているノウハウを生かし、より充実した行政サービスの提供と、より効果的で効率的な施設の運営を行おうとするものです。

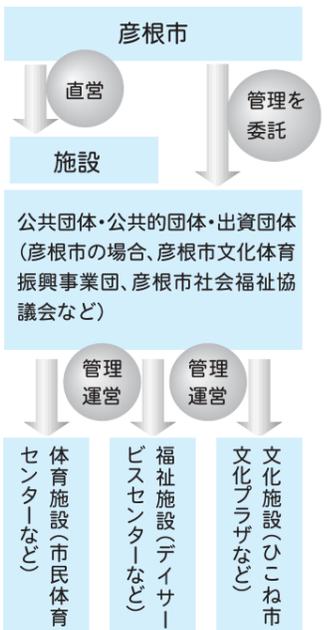
市では、現在、この制度の運用指針を策定し、対象となる施設ごとに今後の管理運営方針の検討を行っています。

指定管理者制度で管理を行うことにした施設は、募集要項や管理者選定の基準などを定めて、今年の夏ごろに指定管理者を募集し、選定委員会で選考後、平成18年4月から指定管理者による施設の管理運営を開始する予定です。

## 指定管理者制度を導入すると



## 現行の管理のしかた



運用の指針については、現在彦根市ホームページの「指定管理者制度」コーナーに掲載しています。

## 「ご意見やご提言を いただきました」

これまで、この連載を読まれた皆さんから、いろいろな意見や提言をいただきました。その一部と、それに対する現在の市の考え方(回答)をご紹介します。

## 立派すぎる冊子

市は、財政にゆとりがないと言いながら、立派な冊子を作って全戸に配布している。おかしいのではないか。

**回答** 施策の計画や、啓発を目的にしたものなど、市民の皆さんにまとまった情報を伝える手段として、市はいろいろな冊子を作り、配布しています。発行の際には、冊子の質をどの程度にするか、配布する

範囲はどのくらいかなど、コストに関して様々な判断をすることになります。

市が重要と考え、できるだけ多くの皆さんに、長く見ていただきたいと考えるものは、厚めの紙を使ったり、分かりやすいようにとカラーで印刷したりする場合があります。

今後は、コストが低く、そのなかで広報効果の高い冊子となるよう、さらに検討していきます。4月からは、あらゆる印刷物にかかった経費を表示しますのでご確認いただき、お気づきの点があればご意見をお寄せください。

**「広報ひこね」の紙質**  
「広報ひこね」の紙質を落としたり、発行回数を減らして、経費を減らしては。

**回答** この号から紙質を変え、より薄い紙に変更しました。新しい紙の広報紙はいかがでしょうか。ご意見をお待ちしています。

また、発行回数については、「広報ひこね」の記事は、それぞれ対象となる人に、異なった目的を持って掲載して、記事の一つずつ検討していくと、不要な記事がそれほどあるわけではありません。また、情報を

より早くお知らせするためにも、発行回数を減らすことは困難です。

ただし、少しでもページを減らすことは経費の削減につながるため、掲載する理由や必要性をいっそう厳しく検討し、またレイアウトなども工夫して、ページ数の減少に努めていきます。

**商店街支援に工夫を**  
彦根市は中心市街地の商店街に投資しているが、まち並み整備への投資はムダではないか。人が集まる店舗や公共施設を誘致するなど、もっと工夫をすべき。

**回答** 中心市街地の商店街では、地域の皆さんが自主的に活性化に向けた様々な取り組みをされています。市では、地域の皆さんと互いに連携を図りながら、魅力とにぎわいのあるまちづくりを支援していきます。

**ぜひいたくな公共施設**  
ぜひいたくな設備の公共施設は必要。子どもに借金を負担させたくない。

**回答** 彦根市などの施設もぜひいたくではないと考え

ていますが、建物などの公共施設の整備には、どれもたくさんのお金がかかります。整備をするときは、コストを抑制しながら、利用する人の利便性などにも考慮して行っています。また、ここ数年は、学校などを除き、原則として建物は建てないことにしています。

**人件費・物件費が高い**  
「広報ひこね」12月1日号の平成15年度決算の記事を見て、人件費、物件費が高いのに驚いた。もっと減らせないか。

**回答** 人件費については、16年度から市長等の給与や職員の管理職手当の一部を減額しています。また、17年度は退職者の補充をせず職員の数を減らすなど、その抑制に努めています。

今後は、いっそう業務の効率化と民間委託の推進などを行い、簡素で効率的な体制の構築に努めます。

**企業誘致に努力を**  
支出を減らすだけでなく、収入を増やすことも考えなくてはならない。企業の誘致にもっと努力するべき。

**回答** 企業を誘致すれば、雇用の拡大や市税収入の増加につながるなど、その効果がたいへん大きいことは明らかで、彦根市でも工場設置奨励条例を制定するなど、誘致促進に向けた取り組みをしています。この自治体も努力するなかで本市に誘致することは簡単なことではありませんが、今後、さらには何をすべきかについて検討していきます。

**市職員の意識改革を**  
財政の状況についての「広報ひこね」の記事を読んでいると、市民も我慢や自助努力が必要と理解できる。

市民よりも市職員に危機感がないように感じる。何よりも職員の意識改革が必要では。

**回答** 職員の意識を変えることを、経営改革の成否を左右する最重要項目です。そのため、政策形成能力の開発などの様々な職員研修、改革に対する意識を養う職員提案の募集、自主研修会の開催支援など、様々な取り組みを行っています。今後もさらに意識改革に取り組み、経営改革を推進します。

**文化プラザの運営方針**  
ひこね市文化プラザの運営方

法が悪い。収容人数を多くして、有名なアーティストを呼んでほしい。

**回答** ひこね市文化プラザは、県下では「びわこホール」に次ぐ規模を持つしゅづぶん大きな施設です。周辺の人口などから見込まれる来客数を超える大きな施設にすれば、経営が成り立たなくなりますが、

また、有名なアーティストを呼べば観客は増えますが、出演料など経費もかかります。ひこね市文化プラザの立地条件で、大都市にあるような大きなホールと同様の運営をすることは困難です。

今後も経費に対する成果を考慮しながら、より多くの皆さんにご覧いただける興行の企画を工夫することに努めます。「この人のコンサートに行きたい」「こんな演劇を見てみたい」などの意見をお寄せいただくと、たいへん参考になります。興行者や観客の皆さんにとって利用しやすい施設となるよう工夫を重ね、地域の文化振興に寄与できるように取り組めます。

▼「ご意見、ご提言をお寄せください」  
☎ 経営改革推進室 F A X ② 1398番、Eメール keikeikaiku@maccity.nkone.shiga.jp



# 施設だより

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602  
2月の休館日：7月・14月・21月・28月

マーク：託児サービスがあります。(要予約)  
※公演日の1週間前までにご予約ください。

## チケットのお申し込み、お問い合わせは チケットセンター ☎27-5200

3月 13日(日) 14:00～  
**エコメモリアルチェンバー  
オーケストラ演奏会**  
 ☆出演：コンサートマスター：戸澤哲夫 (写真)  
 ハープ：内田奈織  
 フルート：井伊亮子  
 ヴィオラ：佐々木 真史  
 ほか

自由 大人2,000円  
 高校生以下1,000円  
 (当日は各500円増)  
 【好評発売中】



## PLAZA FESTIVAL

- 2月 6日(日) 13:30～ 邦楽部門 エコーホール
  - 2月 13日(日) 14:30～ バレエ部門 グランドホール
  - 2月 20日(日) 13:30～ クラシック部門 エコーホール
  - 2月 27日(日) 13:30～ 演劇部門 メッセホール
  - 3月 13日(日) 13:30～ 邦舞部門 グランドホール
  - 3月 20日(日) 13:00～ 児童劇部門 メッセホール
- 【入場無料】

## みずほ文化センターの催し物

2月 12日(出) 14:00～  
 マイムと人形たちのメルヘン劇場  
**「ピノキオ」**  
 自由 シングル券 1,200円 (当日1,500円)  
 ペア券 2,000円 (当日2,500円)  
 【好評発売中】

## 子どもセンター

☎28-3645 FAX 28-3645  
2月の休館日：7月・14月・15日・21月・28月

- 2月 8日(火) 14:00～14:30 【参加無料】  
 子どもわいわい広場 **「おはなし図書室」**  
 ☆絵本の開き読みをします。
- 3月 19日(出) 14:00～15:00 【参加無料】  
 子どもわいわい広場  
**「ファミリーコンサート」**  
 ☆彦根JOYジュニアオーケストラの皆さんによる  
 演奏をお送りします。
- 3月 4日(日) 19:00～21:30 【悪天候の場合は5日(出)に順延】  
 天体観望祭  
**「銀河系の外を見よう」**  
 —ちよっぴりティース・スカイ散策—  
 ☆天体望遠鏡等を使って、銀河系の外にある宇宙を観察  
 するとともに、土星と春の星座の探し方を説明します。  
 ☆参加費：300円 ※小学3年生以下は無料  
 ※開催当日、16:30以降に開催の有無をお問い合わせ  
 のうえご来館ください。

彦根城博物館 ☎22-6100 FAX 22-6520  
2月22日(火)～24日(木)は展示室の一部を閉室します

～2月22日(火)  
**硯と煙草盆**  
**-井伊家伝来の  
調度から-**



2月25日(金)～4月5日(火)  
**雛と雛道具**  
 ▲我宿蒔絵硯箱  
 ▲弥千代の雛道具のうち双六盤(当館蔵)  
 ギャラリートーク 観覧料が必要です  
 2月26日(出) 14:00～  
 本館学芸員 高木文恵  
 ※館内講堂にお集まりください。

3月5日(出) 14:00～  
**「相撲をとる人形」**  
**-近世肥前窯の色絵磁器人形について-**  
 本館学芸員 坪内広子

**梵字打出五枚胴具足**  
 (江戸時代)  
 12代藩主・井伊直亮(いひなおあき)が嘉永(けいゑい)年間(1848～54)に購入したと伝える。鉄錆地(てつさびじ)の五枚胴に、仏教の宝生如来(ほうじょうにょらい)を意味する梵字を打ち出している。



**緑褐釉四耳壺(呂宋壺)** (16世紀)  
 葉茶を入れるのに用いられた茶壺。灰褐色の器胎(かいたい)に淡い褐色の釉薬(ゆうやく)がかかる。徳川秀忠・家光に茶道師範として仕えた小堀遠州(こぼりえんしゅう)が、2代藩主・井伊直孝(いひなおたか)にあてた書状が添えられている。



市民体育センター ☎23-2293 FAX 23-2294  
2月の休館日：1日・8日・12日・15日・22日

市民体育センターの施設をご利用ください

☆次の競技などに利用できます。  
 ○第1競技場 (48m×38m)  
 ・バレーボール ・フットサル ・バスケットボール  
 ・テニス ・バドミントン ・卓球 ・ハンドボール  
 ○第2競技場 (23.5m×16.7m)  
 ・バレーボール ・卓球 ・バドミントン  
 ○トレーニング室  
 ・体力づくり器具

※料金や予約方法など詳しいことは、市民体育センターまでお問い合わせください。



# ときの玉手箱

博物館からのメッセージ



第102回

## 硯箱にひそむ花物語

書をしたためるときには、墨や硯水、筆などを用います。これらの道具一式をおさめる硯箱は、身近に置く道具だけに、種々の趣向が凝らされました。

硯箱の「箱」としての見どころは、「金地花車蒔絵硯箱」(江戸時代、当館蔵、写真上)を例に紹介します。

まず、目に飛び込んでくるのは蓋



種々の花を盛った花籠を車にのせる華麗な図柄です。花車は、江戸時代以降、屏風や障壁画のみならず、漆器や染織品などにも取り入れられた図柄でした。この硯箱では、冬から春にかけて咲く梅、水仙、枝垂桜が盛られています。

しかし、見どころは蓋だけではありません。「箱」ですから、蓋を開けると、箱の内側にも別の世界が広がっています。

蓋の裏側を見てみましょう(写真下)。花籠が2つあります。手前の籠には牡丹と杜若、夏の花が盛られています。奥の籠には菊、野菊、笹、萩などの秋の草花(写真上)の本体)の中は、どうでしょう(写真上)。野に咲く菊や萩、笹が表されています。箱におさめられた水滴は梅の折枝をかたどり、附属する刀子の鞘には梅の枝と水仙が散らされています。これは秋から早春にかけて咲く花です。

「箱」の蓋表には春、蓋裏に夏と秋、身の中には秋から冬、そして早春の花が配置され、蓋を開けて箱の内側に目を移すに従って、春夏秋冬の四季が推移していきます。

さらに草花は、蓋表では、華麗に咲き誇る手の込んだ花車ですが、蓋裏では花籠にいけられ、身の中では野に咲くまま

の可憐な風情にあらわされています。人の手の加わった状態から自然のままの姿へと、そのあり様を変えているのです。

また、花車のバックが、一面金色を塗り込めたように細かな金粉を密に蒔いて、春の華やきを演出しているのに対して、蓋裏や身の内側では、時かれた金粉一つひとつが光を反射して、煌びやかに図柄を飾っています。

こうして見てくると、この硯箱には、蓋を閉めて道具を収納保管し、蓋を開けて使用するという「箱」本来の機能を生かしながら、使う人を楽しませる仕掛けが施されていることがわかります。

調度品はそのものの自体の形の特徴や使われ方を意識して、図柄が工夫されています。「箱」にこめられたストーリーを、じっくり味わっていただけたらと思います。

(彦根城博物館学芸員 小井川 理)

本作品は2月22日(火)まで、彦根城博物館テーマ展「硯と煙草盆・井伊家伝来の調度から」で展示しています。

# 市・県民税と所得税の申告

2月16日(水)～3月15日(火)

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませください。

## 市・県民税の申告

**市税務課**  
(市役所2階)  
市民税係  
**22-1411**  
(内線204)



### 申告のご案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書は、申告の受付会場に用意していますので、その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合は、(市税務課(市役所2階)、支所・各出張所へお申し出ください。)

市では、納税相談を兼ねた申告受付を、左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、最寄りの会場へお越しください。申告会場・相談日の指定はありません。都合のよい日にごとぞ。なお、税務署で所得税の確定申告(このページ下をご覧ください)をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

### 申告に必要なもの

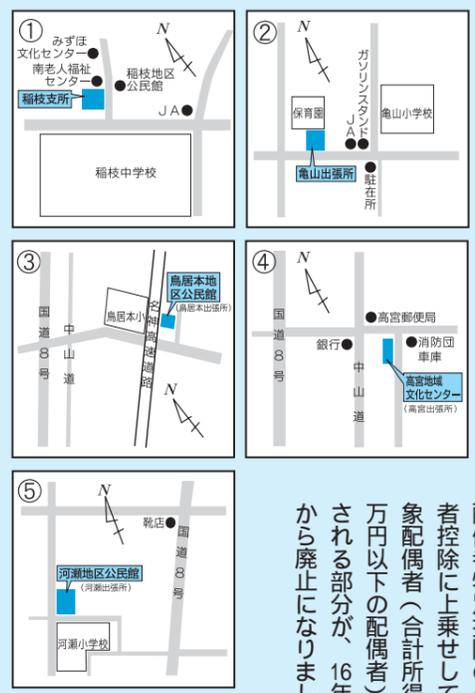
「申告のご案内」平成16年中の所得が明らかになるような書類(源泉徴収票、事業・不動産などの収支明細書、支払調書など)所得控除の対象となるものに関する書類(医療費、雑損控除の対象となる各種領収書および医療費の明細書、生命保険料や損害保険料の控除証明書)印鑑

配偶者(特別)控除を受ける人については、配偶者の所得が確認できる書類など農業所得標準計算書に変更がある人はその計算書(2月4日(金)ごろに発送します。)

給与所得者の還付申告や年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、必ず税務署で申告くださるようお願いいたします。住宅借入金等特別控除を受ける譲渡所得がある青色申告をする初めて事業所得を申告する税務署から申告書が送付された

### 1) 注意ください

例年、申告受付初日はたいへん混雑します。できるだけ避けてお越しください。国民年金保険料については、滋賀社会保険事務局彦根事務所(1114番に照会してください)。



月日	会場	受付時間
2月16日(水)～2月22日(火)	稲枝支所 (右図①)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月23日(水)		9:00～12:00
2月24日(木)	亀山出張所 (右図②)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月25日(金)	鳥居本地区公民館 (右図③)	13:00～16:00
3月1日(火)	高宮地域文化センター (右図④)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月3日(木)	河瀬地区公民館 (右図⑤)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月11日(金)～3月15日(火)	稲枝支所	9:00～12:00 13:00～16:00

※2月24日(木)～3月10日(木)は、稲枝支所での受付は行いません。

月日	会場	受付時間
2月16日(水)～3月15日(火)	市税務課 (市役所2階)	9:00～12:00 13:00～17:00

※土・日曜日および平日の12:00～13:00は受付できません。

医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付する必要があります。事前に作成しておいてください。確定申告をされる場合、市では申告書(控)に受付印を押すことができます。必要な人は、確定申告書と同時に税務署窓口へご提出ください。配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)に適用される部分が、16年分申告から廃止になりました。

## この社会 あなたの税が

## いきっている



## 所得税の確定申告

**彦根税務署**  
〒522-0062  
立花町5-20  
22-7719

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると、延滞税や加算税がかかることもありますのでご注意ください。

### 郵送でも提出できます

彦根税務署では、従来どおり閉庁日(土・日曜日、祝日など)は申告相談と申告書の受付は行っていませんが、申告書の提出は、郵送または税務署の「時間外収受箱」(正面玄関左側に「文書収受箱」と表示してあります)への投かんなどの方法で行うことができます。

### 自書申告です

税務署では、納税者の皆さんが、確定申告書や収支計算書・決算書を自分自身で作成していただく「自書申告」を推進しています。申告書は前年の控え(配偶者特別控除の計算

が平成15年分とは異なります。)(や「確定申告の手引き」などを参考に作成してください。なお、税務署の申告会場では、申告書をご自分で作成していただき、職員は会場内を巡回して申告書記載のアドバイスを行っています。また、申告書提出時の混雑を緩和するため、申告書の検算などは後日改めて行うこととしています。

### 申告が必要なのは

- (ア)平成16年中の給与収入が2,000万円を超える人
- (イ)1か所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- (ウ)2か所以上から給与を受けている人で、年末調整をしていない給与の収入金額と、給与所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

### 定率減税実施中

平成16年分の所得税についても、定率減税が実施されています。計算時の控除もれにご注意ください。

### 税金が戻ります

確定申告の義務がない場合でも、次のような人は確定申告をすることによって、所得税が戻ることがあります。(ただし、源泉徴収額があるときに限ります。)(年金や給料の源泉徴収額が多すぎる人や退職等のため年末調整を受けていない人)

給与所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人

所得が少ない人で、配当所得、原稿料等の源泉徴収されている収入がある人

こつした還付を受けるための申告は、申告期間前でも受け付けています。早めに税務署に提出してください。

### 農家の皆さんも

「野菜・果樹などの作物等の所得標準」が平成13年分の申告から廃止され、収支計算による申告となっています。領収書や出荷伝票などをもとに、収支内訳書を作成してください。

### ホームページも

国税庁ホームページには、所得税の確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」があります。ここで作成した申告書は、そのまま税務署に提出できます。

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

月日	会場
2月16日(水)～3月4日(金) (2月21日(月)・土・日曜日は除く)	彦根商工会議所
2月17日(木)・同18日(金)	稲枝商工会館
2月28日(月)	JA東びわこ河瀬支店
3月1日(火)	高宮地域文化センター

相談時間は、いずれも  
10:00～12:00  
13:00～16:00

### 税理士による相談会場

税理士による相談会場を、左のとおり開設しますのでご利用ください。





※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
演劇 「悪魔の子アスモデウス」	2月6日(日) 13:30~ (開場は13:00)	ひこね市文化プラザ グランドホール	ウルフ・スタルク原作、劇団京芸による幼児~小学生対象の演劇。 パパの命令で人間の魂を奪うため地上に出た悪魔の子は… 参加費 大人2,500円 子ども2,000円 演劇「アスモデウス」上演実行委員会(どんぐり保育園内) ☎25-5110
彦根市ファミリー・サポート・センター 入会説明会	2月18日(金) 10:00~11:00 14:00~15:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	託児:あり(当日までに予約してください) ☎ファミリー・サポート・センター☎24-3920(FAX共用) ※彦根市ファミリー・サポート・センターは、育児・介護の援助を したい人と受けたい人が有料で助け合う会員組織です
彦根景観シンポジウム 世界遺産登録に向けた 鎌倉の活動に学ぶ	2月19日(土) 午前の部 10:30~ 午後の部 13:00~	宗 安 寺	内 容:〈午前の部〉中心部寺院群の拝観ツアー 〈午後の部〉世界 遺産登録に向けた鎌倉の活動報告 《要参加申込》 NPO法人彦根景観フォーラム☎27-1141
彦 根 朝 市	2月20日(日) 7:00~	いろは松駐車場	販売品:新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者:彦根朝市組合 ☎農政課☎22-1411(内線317)、FAX24-9676
ひこねエコマーケット 「夢 畑」	2月20日(日) 10:00~14:00 降雪のときは中止	松下電工(株)彦根工場体育館 (岡町)	内 容:リサイクル品などから掘り出し物を見つけてください。 リサイクルステーション☎・FAX26-4810 (日・木曜日以外の10:00~16:00)
和紙折り紙教室	2月20日(日) 13:00~	自然の布館よりーな (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ:桃の花 講師:野村和子さん 材料費:1,500円 持ち物:はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員:30人(先着順、電話でお申し込みください)
東近江・湖東・湖北地域 企業合同説明会 サクセスセミナー	3月4日(金) 10:00~12:00	彦根プリンスホテル (松原町)	内 容:講演「再就職成功への道」(定員45人)、実技演習「面接マ ナーと模擬面接」(定員15人)《各要予約》 対 象:求職中の人(平成17年3月卒業予定者は対象外です) ☎滋賀県雇用対策協会☎077-566-7420、FAX077-566- 7590
東近江・湖東・湖北地域 企業合同説明会 就職説明会	3月4日(金) 13:30~16:00		内 容:参加企業約40社の求人内容についての説明と面接 対 象:求職中の人(平成17年3月卒業予定者は対象外です) ☎滋賀県雇用対策協会☎077-566-7420、FAX077-566- 7590
彦根児童合唱団 第36回定期演奏会	3月6日(日) 13:30~ (開場は13:00)	ひこね市文化プラザ エコーホール	内 容:ミュージカル「不思議の国のアリス」など 入場料:大人500円 小・中学生300円(当日50円増) 彦根児童合唱団☎26-9291

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
相 続 手 続 相 談	2月4日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することな ど)についての相談 ☎市民広聴室☎22-1411(内線101)
法 律 相 談	2月15日(火) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、2月8日(火)午前8:30から先着6人) 8:30~9:30 受付専用ダイヤル☎27-0395 9:30以降 ☎市民広聴室 ☎22-1411(内線101)
	3月4日(金) 18:30~20:30	ひこね 燦 ば れ す	電話による予約制(受付は、2月25日(金)午前8:30から先着3人) 相談料:1回1,000円(相談日当日にお支払いください) ひこね燦ばれす☎26-7272
行 政 相 談	2月14日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎市民広聴室☎22-1411(内線101)
園 芸 相 談	2月14日(月) 13:00~16:00		花(草花・球根・宿根草など)の育て方や管理(予約制)
結 婚 相 談	2月16日(水) 13:00~16:00	グリーンピアひこね ☎25-3909	農家対象(予約制)
ア グ リ 相 談	2月17日(木) 18:00~20:00		農業技術(水稻・野菜・果樹等)・農業経営・営農企画・農地 に関すること(予約制)
農 の 匠 相 談	2月18日(金) 13:30~15:00		農の匠が、季節ごとの作業のポイントをお伝えします(予約制) ※今月の作業=vari寿司、白和え
人 権 相 談	2月16日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎22-1411(内線373)
障 害 者 相 談	2月16日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や 社会参加など様々な相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
登 記 相 談	2月18日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎市民広聴室☎22-1411(内線101)
巡 回 家 庭 児 童 相 談	2月18日(金) 13:30~16:00	河 瀬 地 区 公 民 館	精神神経科医師が、家庭における子育て相談に応じます ☎児童家庭課☎23-9590
こ ころ の 健 康 相 談 一 般 相 談	2月18日(金) 13:30~16:30	彦 根 保 健 所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生 活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施 設の紹介などをします(予約制)
ア ル コ ー ル 相 談	2月24日(木) 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神 科医師、保健師が応じます(予約制)
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	2月28日(月) 13:00~16:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます 予約制(申込は水・木・金曜日13:00~16:00に、ウイズ相談専 用ダイヤル☎21-5757へ)
仕事、家庭、人間関係… 男女共同参画ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00		女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさま ざまな悩みの相談に応じます。総合相談での相談内容によっては、専門相談 (弁護士による法律相談)で改めてご相談いただけます 相談専用ダイヤル☎21-5757
職 業 相 談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:00	彦 根 パ ー ト サ テ ラ イ ト (旭町1-24 田中ビル2階)	就業に関する相談と紹介。パートタイム・フルタイムの別や、年齢 を問いません 彦根パートサテライト(彦根高齢者職業相談室)☎26-8810

動く図書館 **たちばな号**  
巡回日程【2月後半】

日・曜日	駐 車 場	時 間
16日(水)	西 清 崎 町 浄 宗 寺 亀 山 ニ ュ ー タ ウ ン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
17日(木)	開 出 今 町 菅 原 神 社 蔵 の 町 団 地 中 央 部 開 出 今 第 2 団 地 ( 市 立 病 院 前 )	13:20 14:10 15:00
18日(金)	平 田 町 大 沢 高 岸 B 公 園 西 今 町 松 田 団 地 西 今 町 伊 庭 団 地 若 葉 小 学 校	11:00 13:20 14:10 15:00
19日(土)	稲 里 町 公 民 館 稲 枝 地 区 公 民 館 稲 枝 駅	13:30 14:20 15:10
22日(火)	千 鳥 ケ 丘 会 館 岡 町 東 光 寺 平 田 町 明 照 寺	13:15 14:00 14:50
23日(水)	大 藪 町 農 業 倉 庫 下 後 三 条 説 教 場 中 藪 一 丁 目 白 山 神 社	13:20 14:10 15:00
25日(金)	新 海 町 公 民 館 田 附 町 公 民 館 本 庄 町 公 民 館	13:30 14:20 15:10
26日(土)	普 光 寺 町 ・ 東 ノ 辻 広 場 彦 富 町 公 民 館 金 沢 町 公 民 館 港屋駐車場東(旧平和堂稲枝店)	11:00 13:10 14:00 14:50

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。  
図書館休館日  
2月後半 21日(月)、24日(木)、28日(月)

**し尿収集予定日** 2月後半  
彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込み  
ください。(臨時の収集は、原則として毎  
週火・金曜日に実施します。)  
収集の状況によって、収集日は3日程度前  
後することがありますが、ご了承ください。  
収集のときは、バケツ1杯の水をご用意く  
ださい。



- 15日(火) 大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、  
日夏、亀山地区、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、肥田  
(西肥田)
- 16日(水) 船、旭、元、後三条(上)、日夏、亀山地区、金沢(長江・中・  
下)、田附、新海、南三ツ谷、甲崎
- 17日(木) 日夏、服部、稲枝(西・東)、肥田(西肥田を除く)、柳川、上西  
川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部)、稲里、金沢(中・  
下)彦富
- 18日(金) 新、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、日夏、亀山地区、  
稲部(稲部東)彦富
- 21日(月) 元岡、沼波、東沼波、大堀、錦(第2・3部)河原一丁目、河原  
二丁目、河原三丁目、日夏、亀山地区、野良田、彦富(笹田団地)  
稲部(稲部南)
- 22日(火) 鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、稲部  
(稲部南)彦富(笹田団地)
- 23日(水) 鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区
- 24日(木) 古沢、松原(四ツ川を除く)鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区
- 25日(金) 高宮地区、河瀬地区
- 28日(月) 小泉、高宮地区、河瀬地区

**日曜納税相談**  
☎納税推進室では、仕事などで平日お忙  
しい皆さんのために、毎月1回「日曜納税  
相談窓口」を設けて、納付や納税につい  
ての相談を受け付けています。2月は次のと  
おりですので、どうぞご利用ください。  
日 時 2月27日(日)10:00~16:00  
場 所 ☎納税推進室(市役所2階)  
問い合わせ先 同室☎22-1411(内線210)



**差別をなくし人権を尊ぶ  
彦根市青年集会**

部落差別をなくし、人権が尊ばれる明るい地域社会を  
築くため、青年が一堂に会し、差別の現実から深く学び、  
自分の中に潜んでいる差別する心に気づくとともに、人  
の痛みや喜びを共有し合える人間関係をつくることを目的  
として開催します。

日 時 2月6日(日) 9:45~12:30  
場 所 ひこね市文化プラザ メッセホール  
テーマ 関わった方がいいの?「部落差別」  
内 容 開会行事、意見発表、意見交流会など  
手話通訳、託児あります。  
対 象 市内に在住、在勤、在学の人  
問い合わせ先 差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会  
実行委員会事務局(☎教育委員会人権教育課内)  
☎24-7971、FAX23-9190



# 健康管理だより

市健康管理課  
(平田町・福祉保健センター1階)  
☎24-0816  
FAX24-5870



## 予 防 接 種

ーツベルクリン反応検査・BCG接種ー  
対 象

- 平成16年11月出生児(対象児には、「説明書・予診票つづり」を郵送します。)
- 判定日に4歳未満児で、生後1度もBCG接種を受けていない児

日 程

ツベルクリン 反 応 検 査	48時間後	判 定・ B C G 接 種
3月2日(水)	→	3月4日(金)
3月28日(月)	→	3月30日(水)

受付時間 13:10~14:10

場 所 福祉保健センター

(判定の結果、陰性の児には医師の診察後、BCG接種があります。)

ご注意ください  
3月に6か月以上のお子さんは  
今回が最後の機会です

結核予防法の改正により、4月からは満6か月以上の児は定期BCG予防接種が受けられません。(ツベルクリン反応検査陽性者は除く。)3月に満6か月以上のお子さんは、今回が最後の機会となります。

## 稲枝地域に 在宅介護支援センターが開設

在宅介護支援センターは、高齢者介護の総合的な相談窓口です。1月17日に、稲枝地域で初めての在宅介護支援センターとなる彦根市在宅介護支援センター「いなえ」が開設されました。

在宅介護支援センターでは、高齢者本人の状況に合わせ、介護施設や介護保険制度の説明や紹介などをします。相談は無料で、秘密は厳守しますので、気軽にご利用ください。

所在地 田原町13-2(南老人福祉センター内)  
担当学区 稲枝東・北・西  
電 話 43-7616

## 10か月に なりました



## 献 血

一成分献血一

成分献血は、血しょうや血小板といった特定の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す方法です。そのため体への負担が軽く、多くの血しょうや血小板を献血していただける特徴があります。

日 時 3月9日(水)  
10:00、11:00、13:00、  
14:00、15:00  
(各4人ずつ、計20人)

場 所 福祉保健センター  
※予約制です。2月28日(月)までに市健康管理課へ申し込んでください。

## らくらく禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。

日 時 2月9日(水) 9:00~11:40

場 所 福祉保健センター

定 員 6人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

内 容

- 呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺の中の汚れ度をチェック
- 検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック
- 禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

## 子育て ホットライン

月~金曜日(祝日を除く)  
9:00~12:00



## おわびと訂正

「広報ひこね」1月1日・15日合併号5ページ左上写真の説明で、「『市立ふたば保育園』は市内で初めて高齢者福祉施設が併設された保育所」とあるのは、「...市内の公立保育所で初めて...」の誤りでした。おわびして訂正します。

社会福祉法人ことぶき会が「ことぶき保育園」に併せ「ことぶき老人デイサービスセンター」を平成6年に設立されたのが市内で初めての取り組みで、県下でも先駆的な取り組みとして注目され、昨年10周年を迎えられました。

現在も、園児とともに誕生会やもちつき大会、地域の高齢者との交流会を開催するだけでなく、日ごろから高齢者と子どもたちが親しく声をかけ合う関係が生み出されています。

# 個別予防接種のお知らせ

彦根市では、下記の予防接種を、医療機関に委託して個別予防接種として実施しています。

赤ちゃんが生後3か月になられるとき、予防接種の「説明書・予診票つづり」を郵送しています。予防接種制度についてじゅうぶんにご理解いただき、安全に接種が受けられるよう注意事項などをよ

く読んで、子どもさんの体調のよいときに受けるようにしてください。

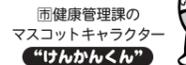
予防接種の種類 下の表のとおり

対 象 彦根市に住民登録、外国人登録のある児

実施方法 予約制です。下記の指定医療機関に、あらかじめ予約してからお出かけください。

市健康管理課  
(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816  
FAX24-5870



## 個別予防接種の種類など

予 防 接 種 名	対 象 者	方 法 (いずれも年間を通して実施)	接 種 費 用
麻 し ん (は し か)	生後12か月以上7歳6か月未満児	1回接種	無 料
風 し ん (三日はしか)	生後12か月以上7歳6か月未満児	1回接種 (原則として麻しん接種後)	
三 種 混 合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	生後3か月以上7歳6か月未満児	1期初回:3~8週間の間隔で3回接種 1期追加:1期初回の3回目接種日から1年後、1回接種	
二 種 混 合 (ジフテリア・破傷風)	生後3か月以上7歳6か月未満児で、百日せきにかかった児	1期初回:3~8週間の間隔で2回接種 1期追加:1期初回の2回目接種日から1年後、1回接種	
日 本 脳 炎 ( 1 期 )	3歳以上7歳6か月未満児	1期初回:1~4週間の間隔で2回接種 1期追加:1期初回の2回目接種日から1年後、1回接種	

## 個別予防接種指定医療機関一覧

(平成16年11月1日現在、○印が実施する予防接種)

医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種					医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種				
		麻しん	風しん	三種混合	二種混合	日本脳炎(1期)			麻しん	風しん	三種混合	二種混合	日本脳炎(1期)
岡 田 医 院	橋町44 ☎22-1505	○	○	○	○	○	成 美 医 院	賀田山町240-2 ☎28-1323	○	○	○	○	○
奥 野 小 児 科 医 院	本町二丁目2-11 ☎22-0634	○	○	○	○	○	西 川 医 院	鳥居本町1732 ☎22-3887	○	○	○	○	○
尾 田 医 院	野瀬町18-1 ☎24-3096	○	○	○	○	○	橋 本 医 院	上西川町385 ☎43-2207	○	○	○	○	○
きたむら内科医院	長曾根南町448-25 ☎22-9617	○	○	○	○	○	ひまわり診療所	平田町230-10 ☎27-2473	○	○	○	○	○
橋 地 医 院	栄町二丁目6-47 ☎23-2057	○	○	○	○	○	小児科ふじせき医院	高宮町2037 ☎23-2233	○	○	○	○	○
小 林 医 院	京町二丁目7-38 ☎22-0247	○	○	○	○	○	松 木 診 療 所	平田町376-3 ☎22-5185	○	○	○	○	○
小 森 医 院	旭町2-18 ☎22-2714	○	○	○	○	○	松 本 医 院	日夏町3662 ☎28-0633	○	○	○	○	○
せ い 医 院	京町三丁目4-48 ☎27-1521	○	○	○	○	○	宮 下 内 科	芹橋二丁目9-56 ☎22-0383	○	○	○	○	○
曾 我 医 院	清崎町878 ☎28-2925	○	○	○	○	○	安 澤 内 科 診 療 所	高宮町2290 ☎22-0954	○	○	○	○	○
高 崎 医 院	西葛籠町164 ☎28-0210	○	○	○	○	○	山 崎 外 科	河原三丁目1-20 ☎22-1888	○	○	○	○	○
高 村 外 科	中央町3-10 ☎22-0650	○	○	○	○	○	山 下 医 院	後三条町649 ☎24-5290	○	○	○	○	○
高山内科・循環器科	日夏町2680-35 ☎28-7007	○	○	○	○	○	横 野 医 院	大藪町2035-4 ☎24-1515	○	○	○	○	○
田 口 診 療 所	彦富町905-3 ☎43-6600	○	○	○	○	○	彦 根 中 央 病 院	西今町421 ☎23-1211	○	○	○	○	○
田 中 ク リ ニ ッ ク	開出今町1516-18 ☎27-1611	○	○	○	○	○	友 仁 山 崎 病 院	竹ヶ鼻町80 ☎23-1800	○	○	○	○	○
堤 医 院	原町850-214 ☎24-0533	○	○	○	○	○	彦 根 市 立 病 院	八坂町1882 ☎22-6050	○	○	○	○	○
徳 田 医 院	出路町218-1 ☎43-7001	○	○	○	○	○							

この「広報ひこね」は41,000部作成し、1部当たりの単価は16円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。



## ストップ!! 地球温暖化 地球にやさしい省エネライフを 2月は「省エネルギー月間」です

### 地球の気温はどんどん上がっています!

日本の平均気温は、この100年間に1 上昇しました。地球全体では、約0.6 の上昇です。これは、地球が始まって以来、初めて経験するスピードです。

この影響は、すでにあちこちで始まっています。日本全体で、夏の猛暑や酷暑の日が増加し、夜でも涼しくならない熱帯夜の日も多くなっています。さらに、梅雨の時期にも雨が降らず、水不足に陥りやすくなっています。また、短時間に猛烈な雨が降ることが多くなり、集中豪雨による土砂崩れや堤防の決壊、洪水が多く発生しています。

温暖化がさらに進むと、気温が南西日本で4 、北東日本で5 上昇すると予測されています。雪や雨の量と時期が変わったり、暖気団が強くなることで、梅雨が北にずれたり、台風が大型になったり、日本に来る数が異常に増えたりする可能性があります。また、四季の変化がおかしくなり、生態系が破壊されたり、季節風の風向や風力が変わることも予測されます。

滋賀県でも、冬の降雪量が昔に比

べ大きく減少していて、積雪量も大変少なくなってきています。これによって、びわ湖は、雪が雨に変わるため冬の水位が上昇する一方、春～秋は雪解け水が減るため水位が下がり、渇水になることも考えられます。また、水質の悪化や湖底の酸素濃度の減少、湖流の変化などが起こり、生態系に影響を与えることも予測されます。夏の高温と渇水で、農作物の生産量が減少することもありえるでしょう。

### 温暖化の原因は温室効果ガス

地球温暖化の原因は、太陽からの熱を吸収する「温室効果ガス」が大気中に増えたためとされています。温室効果ガスは、二酸化炭素やフロンなどのことで、主に、石油などの化石燃料をたくさん使うことが増加の原因となっています。

### 温暖化防止で 家計にも貢献

地球温暖化を防ぐには、私たちの生活を見直す必要があります。それぞれの家庭で、できることから取り組むと、二酸化炭素の削減が、家計の節約にもつながります。

例えば、暖房の温度を1 低くし、冷房の温度を1 高く設定するだけで、1年間に二酸化炭素31kgの削減と2,000円の節約になります。また、週に1日、片道2kmの車の運転を止めると、二酸化炭素を46kg削減して燃料費2,000円を節約、テレビを見る時間を1日1時間減らすと、二酸化炭素14.7kgを削減して940円の節約になります。

問い合わせ先 滋賀県地球温暖化防止活動センター

☎077-524-7168、FAX077-524-7178、  
ホームページ<http://www.biwa.ne.jp/ohmi9/ondanka/>



### 人口と世帯数

平成17年1月1日現在

人口	109,908人 (+ 50)
男	54,000人 (+ 8)
女	55,908人 (+ 42)
世帯数	40,043世帯 (+ 75)

( )内は前月との比較



ベルロードに立つ大塚さん

あなたの好きな彦根の表情を表紙を通じて紹介してください。写真をお持ちでない場合は、☎情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

## 表紙のことば

大塚 恵昭さん (彦根巡礼街道商店街振興組合)

ベルロードのイルミネーションは、約8年前に、通り沿いの約250本のけやきに、電飾を施したのが始まりです。しかし、維持管理が難しいこともあって、長くは続きませんでした。

その後、何かベルロードを盛り上げることはできないかと知恵を出し合い、街灯にベルの形をしたイルミネーションを取り付けることを考えました。2月28日までの間、池州橋から戸賀町西交差点までの約1、600mを、131基の光のベルが夜の通りを美しく演出しています。ベルロードの周りも、若い人だけでなく、高齢者が増えてきました。この商店街が、住む人・訪れる人にとって、暖かさを感じるまちとなるようがんばりたいと思います。